

地方公共団体における適切な価格転嫁に向けて

令和 7 年 3 月 1 2 日
総 務 省

地方公共団体における適切な価格転嫁に向けた総務省の取組について

地方公共団体へのこれまでの主な依頼事項

- 総務省においては、これまで様々な機会を捉えて、地方公共団体に対し、以下の取組を実施いただくよう依頼。
 - ・ 最新の実勢価格を踏まえた適切な予定価格の設定
 - ・ 契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施（スライド条項の設定を含む）
 - ・ 契約事業者から契約金額の見直しについて請求があった場合の契約変更の可否についての迅速かつ適切な協議
 - ・ 低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適切な活用（工事以外の契約への拡大等）

価格転嫁に係る財政措置

- 地方公共団体の施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食等に係る委託料の増加への対応として、令和7年度地方財政計画に1,000億円を計上（前年度比＋300億円）。 参考1
- 「重点支援地方交付金」（R6補正予算）は、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。 参考2
本交付金の活用も検討いただきながら、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図っていただきたいことを地方公共団体に対し依頼。



今後も、あらゆる機会を捉えて、地方公共団体に価格転嫁の取組を促すことで、地方の官公需において、適切に価格転嫁が行われるよう取り組む。

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に1,000億円を計上（前年度比+300億円）
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費（単独）に400億円を計上（前年度同額）
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に600億円を計上（前年度比+300億円） ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

2. 公立病院・庁舎の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 病院事業債：公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ（52.0万円 ⇒ 59.0万円）
 - ② 緊急防災・減災事業債：津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ（46.8万円 ⇒ 50.1万円）

※ いずれも令和6年度事業債から新単価を適用

「重点支援地方交付金」(令和6年度補正予算)を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

内閣府地方創生推進室
総務省自治行政局

参考2

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援を実施する事業に活用されています。
- 令和6年11月の経済対策において、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のために活用いただけることとなりました。

趣旨

- 物価高騰に直面する地域の課題
 - ✓ 地域経済を支える中小企業の賃上げが重要
 - ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



- 行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠
 - 地方公共団体が行う公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進
 - 地域の中小企業の賃上げ原資を確保
 - 国として、実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援

- 全国に価格転嫁の動きを波及

- 地域の中小企業における賃上げの機運を醸成
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現



重点支援地方交付金の活用方法

- 対象とする事業
 - ・ 地方公共団体が行う行政サービス、公共施設の整備等の公共調達
- 対象とする費用
 - ・ 物価高騰への対応を目的とした、労務費を含めた調達価格の価格転嫁分(実質的な賃上げにつながるもの)
- 具体的な取組みのイメージ
 - ・ 公共調達の入札・再入札や、契約変更において、当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ
 - ・ 価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出を求める

活用にあたっての留意点

※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)等を踏まえ、円滑な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。
※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。